

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）を実施するため、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令を次のように定める。

平成26年12月10日

防衛大臣 江渡 聡徳

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

改正 平成29年3月24日省訓第9号

改正 令和2年6月30日省訓第42号

改正 令和3年7月1日省訓第39号

改正 令和4年4月7日省訓第52号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 本省職員についての適性評価の実施

第1節 実施体制（第5条・第6条）

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意（第7条—第12条）

第3節 調査の実施（第13条—第19条）

第4節 評価及び結果の通知（第20条—第24条）

第5節 苦情の申出とその処理（第25条—第29条）

第6節 適性評価実施後の措置（第30条）

第7節 適性評価の実施状況の記録（第31条）

第8節 評価対象者等が異動をした場合の特例（第32条・第33条）

第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施等

第1節 実施体制等（第34条—第36条）

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意（第37条—第41条）

第3節 調査の実施（第42条—第44条の2）

第4節 評価及び結果の通知（第45条—第48条）

第5節 苦情の申出とその処理（第49条・第50条）

第6節 適性評価実施後の措置（第51条）

第7節 適性評価の実施状況の記録（第52条）

第4章 適性評価に関する個人情報等の管理（第53条—第55条）

第5章 雑則（第56条—第62条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する適性評価の実施のために防衛省本省（以下「本省」という。）において必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 法、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等機関等 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局をいう。
- (2) 本省職員 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛装備庁の職員及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条に規定する合議制の機関の委員以外のものをいう。
- (3) 事務官等 事務官、技官及び教官をいう。
- (4) 防衛大臣補佐官等 防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛省顧問及び防衛省参与の設置に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第46号）に定める顧問及び参与、防衛大臣秘書官、防衛事務次官並びに防衛審議官をいう。
- (5) 苦情受理窓口 適性評価についての苦情の申出を受理するため、内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び施設等機関等に設けられる窓口をいう。
- (6) 特定秘密管理者 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第3条第1項に規定する特定秘密管理者をいう。
- (7) 特定秘密取扱職員 特定秘密の保護に関する訓令第2条第1号に規定する特定秘密取扱職員をいう。
- (8) 保全契約 法第5条第4項に基づき適合事業者に特定秘密を保有させる場合に締結する契約又は法第8条第1項に基づき適合事業者に特定秘密を提供する場合に締結する契約をいう。

（適性評価に関する事務に関与することができる者）

第3条 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官並びに第

5条、第6条、第35条及び第36条の規定に基づき適性評価に関する事務に関与する者以外の者は、適性評価に関する事務に関与してはならない。ただし、法第12条第4項の規定による質問に回答し、若しくは同項の規定による照会に対し必要な事項を報告する場合、若しくは適性評価の実施に関する事務に必要な連絡を取り次ぐ場合、又は適性評価についての苦情の申出に対応するため必要な場合は、この限りでない。

2 前項の規定に基づき適性評価に関する事務に関与することができる者のうち、防衛事務次官並びに第5条、第6条、第35条及び第36条の規定に基づき適性評価に関する事務に関与する者は、自らの適性評価に関する事務に関与してはならない。

(留意事項)

第4条 適性評価は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 評価対象者、評価対象者の家族その他の関係者のプライバシーの保護に十分に配慮すること。
- (2) 評価対象者の選定に当たっては、過不足なく必要な者に範囲を限ること。
- (3) 適合事業者の従業者については、公務員と異なる立場にあること等を考慮し、適性評価の実施に当たっては、適性評価について分かりやすい説明を行い、その実施についてよく理解を得ること。
- (4) 適性評価の調査は、評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動をはじめ、法第12条第2項各号に掲げる事項以外の事項について行ってはならないこと。
- (5) 前号の調査の過程において、調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならないこと。
- (6) 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではないことを踏まえ、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならないこと。
- (7) 適性評価に関わる者は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定する憲法第14条の規定を遵守するとともに、基本的人権を不当に侵害することのないようにしなければならないこと。
- (8) 適性評価についての苦情を申し出た者（以下「苦情申出者」という。）について、苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。
- (9) 高い情報セキュリティ対策が必要な個人情報を含む評価対象者が記載し、又

は記録した適性評価に関する文書等の受渡しに当たっては、適切な情報セキュリティ対策を講ずること。

## 第2章 本省職員についての適性評価の実施

### 第1節 実施体制

(適性評価実施責任者)

第5条 本省職員に対する適性評価について、適性評価の実施に関する事務を総括する者（以下「適性評価実施責任者」という。）は、次の表の左欄に掲げる本省職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

	本省職員	適性評価実施責任者
1	防衛大臣補佐官等並びに内部部局において勤務する書記官、部員及び事務官等	防衛政策局長
2	統合幕僚監部及び共同の部隊（自衛隊法第21条の2第1項に規定する共同の部隊をいう。以下同じ。）において勤務する事務官等	統合幕僚長
3	陸上自衛官及び陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）において勤務する事務官等	陸上幕僚長
4	海上自衛官及び海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）において勤務する事務官等	海上幕僚長
5	航空自衛官及び航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）において勤務する事務官等	航空幕僚長
6	施設等機関等において勤務する事務官等	各施設等機関等の長

(適性評価実施担当者の指名)

第6条 適性評価実施責任者は、秘密の保全に関する事務を所掌する部署に所属する者の中から、本省職員に対する適性評価について、適性評価の実施に必要な事務を行う者（以下「適性評価実施担当者」という。）を指名するものとする。

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意

（名簿の提出）

第7条 特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等の本省職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるため適性評価を実施する必要があると認めるときは、当該本省職員の氏名、生年月日、所属する部署、官職名、法第12条第1項各号のうち該当する号（同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由を含む。）その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した別記第1号様式の名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、適性評価実施責任者に対し提出するものとする。ただし、法第13条第1項に規定する適性評価の結果の通知の日から本省における勤務を本務として継続している者のうち、当該通知の日から5年を経過していない者（法第12条第1項第3号に掲げる者を除く。）については、候補者名簿に登載しないことができる。

2 特定秘密管理者は、候補者名簿に記載し、又は記録した事項を変更する必要があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）は、速やかに当該候補者名簿を提出した適性評価実施責任者にその旨を通知するものとする。

3 防衛大臣補佐官等に係る前2項に規定する候補者名簿に関する事務は、防衛政策局長が行うものとする。

（名簿の承認）

第8条 前条第1項及び第3項の規定に基づき候補者名簿の提出を受けた適性評価実施責任者は、当該候補者名簿に登載された本省職員について、法第12条第1項各号のいずれかに該当するものとして適性評価を実施する必要があると認めるときは、当該本省職員の適性評価を実施することについて、防衛大臣に申請し、その承認を得なければならない。

2 適性評価実施責任者は、前項の申請に係る防衛大臣の承認又は不承認について、候補者名簿を提出した特定秘密管理者に通知するものとする。ただし、候補者名簿に登載されている本省職員が防衛大臣補佐官等である場合には、防衛政策局長に通知するものとする。

(評価対象者に対する告知)

第9条 防衛大臣は、別記第2号様式の「適性評価の実施に当たってのお知らせ(告知書)」を適性評価実施担当者を通じて評価対象者に交付(当該告知書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)をすることにより、法第12条第3項に規定する告知を行うものとする。

(評価対象者の同意等)

第10条 防衛大臣は、別記第3号様式の「適性評価の実施についての同意書」(当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)及び別記第4号様式の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」(当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)(以下「同意書」と総称する。)の提出を適性評価実施担当者を通じて評価対象者から受けることにより、法第12条第3項に規定する評価対象者の同意を得るものとする。

2 評価対象者は、適性評価の実施についての同意書に必要事項を記載し、又は記録することにより、法第13条第4項ただし書に規定する理由の通知を希望しない旨の申出を行うことができる。

3 同意書を提出した評価対象者は、法第13条第4項に規定する理由の通知についての希望を変更したいときは、第22条又は第23条に規定する通知を受けるまでの間、適性評価実施担当者にその旨の申出を行うことにより、当該希望を変更することができる。

4 適性評価実施担当者は、同意書の提出を受けた後に第3節に規定する調査を開始するものとする。ただし、第13条第1項に規定する「質問票(適性評価)」及び資料については、同意書と同時に提出を受けることを妨げない。

(評価対象者の不同意等)

第11条 適性評価実施担当者は、評価対象者から別記第5号様式の「適性評価の実施についての不同意書」(当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下単に「不同意書」という。)の提出を受けたとき、又は評価対象者から同意書若しくは不同意書の提出を受けられなかったときは、その旨を適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。

2 前項の場合には、法第12条第3項に規定する評価対象者の同意を得られなかったものとする。

3 第1項の規定に基づき報告を受けた適性評価実施責任者は、同意を得られなかった評価対象者が掲載された候補者名簿を提出した特定秘密管

理者に対し、当該評価対象者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を通知するものとする。ただし、当該評価対象者が防衛大臣補佐官等である場合には、防衛政策局長に対して通知するものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第12条 同意書を提出した評価対象者は、第22条又は第23条に規定する通知を受けるまでの間、別記第6号様式の「適性評価の実施についての同意の取下書」(当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下単に「同意の取下書」という。)を適性評価実施担当者を通じて防衛大臣に提出することにより、自らに関する適性評価が実施されることについての同意を取り下げることができる。

2 適性評価実施担当者は、評価対象者から同意の取下書の提出を受けたときは、当該評価対象者に関する適性評価の手続を直ちに中止するとともに、同意の取下書の提出を受けたこと及び適性評価の手続を中止したことを適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。

3 防衛大臣は、前項に規定する報告を受けたときは、同意の取下書を提出した評価対象者に対し、別記第7号様式の「適性評価結果等通知書(本人用)」(当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第19条第3項及び第41条第3項において同じ。)を適性評価実施担当者を通じて交付するものとする。

4 第2項の規定に基づき報告を受けた適性評価実施責任者は、同意の取下書を提出した評価対象者が掲載された候補者名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知するものとする。ただし、当該評価対象者が防衛大臣補佐官等である場合には、防衛政策局長に対して通知するものとする。

### 第3節 調査の実施

(評価対象者による質問票の提出等)

第13条 適性評価実施担当者は、第18条の2に規定する場合を除き、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、別記第8号様式の「質問票(適性評価)」(当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下単に「質問票」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、適性評価実施担当者は、調査のために必要な範囲内で、本人確認書類、旅券の写しその他の資料の提出を併せて求めることができる。

2 適性評価実施担当者は、前項の規定に基づき質問票の提出を求める際

には、質問票が具体的に、漏れなくかつ正確に記載され、又は記録されるよう、また、適性評価の結果が通知されるまでの間に質問票に記載し、又は記録した事項に変更が生じたときには速やかに申し出るよう、評価対象者に求めるものとする。

(上司等に対する質問等)

第14条 適性評価実施担当者は、第18条の2に規定する場合を除き、評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める上司等を選定し、これらの者に対して、別記第9号様式の「調査票(適性評価)」(当該調査票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下単に「調査票」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき調査票の提出を求められた上司等は、調査票に記載し、又は記録すべき内容について評価対象者本人に確認してはならない。

3 適性評価実施担当者は、質問票に記載され、又は記録された事項等について疑義が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、評価対象者の上司、同僚その他の知人(以下「関係者」という。)に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。この場合において、適性評価実施担当者は、適性評価の趣旨及び当該関係者への質問が評価対象者の適性評価のために行われるものである旨を説明し、当該関係者への質問が、当該関係者についての調査であるとの誤解を与えないようにするとともに、当該関係者から聴取したことにより得られた情報が評価対象者に示される可能性がある旨を説明するものとする。

(人事管理情報等による確認)

第15条 適性評価実施担当者は、質問票に記載され、又は記録された事項等について疑義が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、関係部署等に対し、人事管理についての情報等の報告を求めることができる。

(評価対象者に対する面接等)

第16条 適性評価実施担当者は、質問票に記載され、又は記録された事項等について疑義が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、評価対象者本人に対する面接を実施することができる。この場合において、適性評価実施担当者は、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができ、また、評価対象者に質問した事項を確認するなどの必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。



(公務所又は公私の団体に対する照会)

第17条 防衛大臣は、適性評価実施担当者による調査において、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載され、又は記録された事項等についての疑義が解消されず、これを確認するなどの必要があるときは、法第12条第4項に基づき、同項に規定する公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）に照会し、必要な報告を求めるものとする。ただし、国の行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。

2 前項の規定に基づく照会は、別記第10号様式の「適性評価のための照会書」（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下単に「照会書」という。）を公務所等に交付することにより行うものとする。ただし、公務所等において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

3 第1項の規定に基づく照会において、公務所等の求めがあったときは、評価対象者が提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

(適性評価実施担当者証の携帯等)

第18条 適性評価実施担当者は、適性評価のための調査に従事する者であることを明らかにするため、別記第11号様式の「適性評価実施担当者証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者及び公務所等の担当者等に対して、これを提示するものとする。

(他の行政機関による情報の提供等)

第18条の2 適性評価実施担当者は、評価対象者が他の行政機関において適性評価の対象となったことがある場合は、当該行政機関の適性評価実施担当者に対して、過去に実施した適性評価の際に記載され、又は記録された質問票又は調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求めることができる。この場合において、当該行政機関の適性評価実施担当者から質問票又は調査票の提供を受け、当該質問票又は調査票に基づき、十分な調査を実施できると認めるときは、第13条及び第14条の規定にかかわらず、新たに質問票又は調査票の提出を求めることを要しない。

(手続の中止)

第19条 適性評価実施責任者は、特定秘密管理者又は防衛政策局長から、第7条第2項又は第3項の規定に基づき、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなった旨の通知を受けたときは、

適性評価実施担当者に、当該評価対象者に関する適性評価の手続を直ちに中止させるものとする。

2 適性評価実施担当者は、前項の規定に基づき適性評価の手続を中止したときは、その旨を適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなった評価対象者に対し、別記第7号様式の「適性評価結果等通知書（本人用）」を適性評価実施担当者を通じて交付することにより、適性評価の手続を中止したことを通知するものとする。

#### 第4節 評価及び結果の通知

（評価に係る考え方）

第20条 評価を行うに当たっては、運用基準Ⅳ第6項第1号に規定する評価の基本的な考え方に従い、同項第2号に掲げる要素を考慮するものとする。

（評価結果に係る手続）

第21条 適性評価実施担当者は、前節の規定に基づく調査を終了したときは、適性評価の結果に係る意見を付して当該調査の結果について適性評価実施責任者に報告を行うものとする。

2 適性評価実施責任者は、前項に規定する報告に基づき、適性評価の結果に係る意見を付して調査の結果について防衛大臣に報告することを、防衛政策局長に依頼するものとする。

3 防衛政策局長は、前項の規定による依頼に基づき、適性評価の結果に係る意見を付して調査の結果について防衛大臣に報告を行うものとする。

4 防衛大臣は、前項に規定する報告を踏まえ、適性評価の結果を決定するものとする。

（特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等）

第22条 防衛大臣は、別記第12号様式の「適性評価結果等通知書（本人用）」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第46条第1項において同じ。）を適性評価実施担当者を通じて、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者に対して交付することにより、法第13条第1項に規定する通知を行うものとする。

2 前項の規定に基づき通知を行う際、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規則を遵守

し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに、第30条第1項各号に掲げる事情が生じた場合に速やかにこれを当該評価対象者が属する機関等の特定秘密管理者に申し出ること等について確認することを明らかにするため、前項の評価対象者から別記第13号様式の「特定秘密の保護に関する誓約書」（当該誓約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下単に「誓約書」という。）を徴するものとする。ただし、当該評価対象者が防衛大臣補佐官等である場合については、第30条第1項各号に掲げる事情が生じたことを、防衛政策局長に申し出るものとする。

（特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等）

第23条 防衛大臣は、別記第14号様式の「適性評価結果等通知書（本人用）」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第47条第1項において同じ。）を適性評価実施担当者を通じて、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった評価対象者に対して交付することにより、法第13条第1項及び第4項に規定する通知を行うものとする。その際、当該評価対象者が第10条第2項に規定する申出を行っているときは、法第13条第4項に規定する理由を通知しないものとする。

2 前項に規定する理由の通知に当たっては、その理由が本人の申告に基づく事実によるものであるときには、当該事実を示すなど具体的に理由を示すものとする。ただし、評価対象者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、当該理由の通知によって、調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

（特定秘密管理者等への結果の通知）

第24条 適性評価実施責任者は、評価対象者についての適性評価の結果を、当該評価対象者が登載された候補者名簿を提出した特定秘密管理者に対して通知するものとする。ただし、当該評価対象者が防衛大臣補佐官等である場合には、防衛政策局長に対して通知するものとする。

#### 第5節 苦情の申出とその処理

（苦情処理責任者の指名等）

第25条 本省職員に対する適性評価について、苦情の処理に関する事務を総括する者（以下「苦情処理責任者」という。）及び苦情受理窓口は、次の表の左欄に掲げる本省職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄

に掲げるとおりとする。

	本省職員	苦情処理責任者	苦情受理窓口
1	防衛大臣補佐官等並びに内部部局において勤務する書記官、部員及び事務官等	防衛政策局長	防衛政策局調査課
2	統合幕僚監部及び共同の部隊において勤務する事務官等	統合幕僚長	統合幕僚監部総務部総務課
3	陸上自衛官及び陸上自衛隊において勤務する事務官等	陸上幕僚長	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課
4	海上自衛官及び海上自衛隊において勤務する事務官等	海上幕僚長	海上幕僚監部指揮通信情報部情報課
5	航空自衛官及び航空自衛隊において勤務する事務官等	航空幕僚長	航空幕僚監部運用支援・情報部情報課
6	施設等機関等において勤務する事務官等	各施設等機関等の長	秘密の保全に関する事務を所掌する部署

(苦情の申出等)

第26条 評価対象者は、法第14条第1項に規定する苦情の申出を、その氏名、生年月日、所属する部署、官職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

2 苦情処理責任者は、前項に規定する苦情の申出を受けたときは、速やかに当該苦情の概要を防衛大臣に報告するとともに、当該苦情を処理し、又は処理しない旨の方針を上申するものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定による上申を踏まえ、評価対象者による苦情を処理し、又は処理しない旨を決定するものとする。

4 苦情処理責任者は、前項の規定による決定を受けて、本省職員に対する適性評価について、苦情の処理に必要な事務を行う者（以下「苦情処理担

当者」という。)を指名するものとする。この場合において、苦情処理責任者は、苦情申出者に係る適性評価のための調査に直接従事した者を苦情処理担当者に指名しないものとする。

- 5 苦情処理責任者は、苦情の処理に関する事務を総括するに当たって、前項に規定する苦情処理担当者以外に当該事務に関与する者を必要最小限にとどめるものとする。
- 6 苦情処理責任者は、苦情申出者に対し、第3項の規定に基づく決定の内容並びに苦情を処理する旨の決定がなされた場合は苦情処理担当者の氏名、連絡先等を通知するものとする。

(苦情の処理の手続)

第27条 苦情処理担当者は、苦情についての調査のために必要な範囲内で、苦情申出者、適性評価実施担当者その他の必要と認める者に質問し、又は苦情申出者若しくは適性評価実施担当者に資料の提出を求めることができる。

- 2 苦情申出者が、自らが申し出た苦情について意見を述べ、又は資料を提出することを希望したときは、苦情処理担当者は、その機会を与えなければならない。
- 3 苦情処理担当者は、苦情についての調査が終了したときは、当該調査の結果及び当該苦情に係る処理の方針を苦情処理責任者に報告するものとする。
- 4 苦情処理責任者は、前項の規定による報告に基づき、調査の結果及び苦情に係る処理の方針を防衛大臣に上申するものとする。
- 5 防衛大臣は、前項に規定する上申を踏まえ、苦情に係る処理の方針を決定するものとする。

(苦情処理結果の通知等)

第28条 防衛大臣は、別記第15号様式の「苦情処理結果通知書」(当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を苦情処理担当者を通じて苦情申出者に対して交付することにより、法第14条第2項に規定する通知を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき結果の通知を行うに当たっては、単に結論を示すだけでなく、判断の根拠等を具体的に説明するものとする。ただし、苦情申出者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、当該結果の通知によって、適性評価の調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

- 3 苦情処理責任者は、苦情処理の結果、適性評価の手續等が適正を欠くと認めるときその他手續等の改善が必要と認めるときは、適性評価実施責任者にその改善を勧告するなど適切な措置を講ずるものとする。
- 4 適性評価実施責任者は、前項の規定による勧告を受けて改善措置を講じたときは、苦情処理責任者にその概要を報告するものとする。
- 5 苦情処理責任者は、苦情処理の結果、改めて苦情申出者の適性評価を実施する必要があると認める場合には、その旨を適性評価実施責任者に通知するものとする。
- 6 適性評価実施責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を当該通知に係る苦情申出者が属する機関等の特定秘密管理者に通知するとともに、改めて苦情申出者の適性評価を実施するものとする。ただし、当該通知に係る苦情申出者が防衛大臣補佐官等である場合については、防衛政策局長に通知するものとする。
- 7 前項の場合において、適性評価実施担当者は、第13条第1項及び第14条第1項の規定にかかわらず、質問票及び調査票の提出を求めないことができる。

(苦情処理手續に準じた措置)

第29条 苦情処理責任者は、評価対象者以外の者が申し出た適性評価に関する苦情についても、第26条から前条までに規定する手續に準じて処理するものとする。

#### 第6節 適性評価実施後の措置

(本省職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第30条 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について次に掲げる事情の有無について把握に努めるものとする。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんかななどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑

われる状況に陥ったこと。

- (9) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。
- 2 特定秘密取扱職員の上等は、前項各号に掲げる事情があると認めた場合には、速やかにこれを当該特定秘密取扱職員が属する機関等の特定秘密管理者に連絡するものとする。ただし、当該特定秘密取扱職員が防衛大臣補佐官等である場合については、防衛政策局長に連絡するものとする。
- 3 前項の規定に基づく連絡又は誓約書に基づく特定秘密取扱職員からの前項各号に掲げる事情がある旨の申出を受けた特定秘密管理者又は防衛政策局長は、当該連絡又は申出に係る事情が、法第12条第1項第3号に規定する事情に該当すると認めるときは、当該連絡又は申出に係る本省職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講ずるとともに、当該措置を講じた旨を適性評価実施責任者に通知するものとする。この場合において、特定秘密管理者又は防衛政策局長が当該本省職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、改めて当該本省職員についての適性評価を実施しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく連絡又は前項に規定する申出を受けた特定秘密管理者又は防衛政策局長は、当該連絡又は申出に係る事情が、法第12条第1項第3号に規定する事情に該当しないと認めるときは、その旨を当該連絡又は申出をした者に通知するものとする。

#### 第7節 適性評価の実施状況の記録

(適性評価の実施状況の記録)

- 第31条 適性評価実施責任者は、本省職員に対する適性評価の実施状況を把握するために必要な事項を記録した帳簿を作成するものとする。
- 2 防衛政策局長は、前項に規定する帳簿を取りまとめて、本省における防衛省職員に対する適性評価の実施状況を記録した帳簿を作成するものとする。

#### 第8節 評価対象者等が異動をした場合の特例

(評価対象者が適性評価手続中に異動した場合の特例)

- 第32条 評価対象者が、同意書の提出後、第13条から第24条までの規定に基づく適性評価手続の終了前に適性評価実施責任者を異にする異動をした場合であって、異動後も引き続き特定秘密の取扱いの業務を行うため適性評価を実施する必要があると異動後の特定秘密管理者が認めるときは、異動前に適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者（以下この項において「適性評価実施責任者等」という。）がした行為は、異動後の適性評価実施責任者等がした行為とみなす。この場合において、

異動前の適性評価実施責任者等は、遅滞なく、当該評価対象者の適性評価に関する事務を異動後の適性評価実施責任者等に引き継ぐものとする。

- 2 前項に規定する場合において、評価対象者が第26条第1項に規定する苦情の申出を行おうとするときは、異動後の苦情処理責任者、苦情処理担当者及び苦情受理窓口（次条において「苦情処理責任者等」という。）が当該苦情の処理を行うものとする。

（評価対象者等が適性評価手続後に異動した場合の特例）

第33条 本省職員が適性評価実施責任者を異にする異動をした場合は、異動前の適性評価実施責任者は、異動後の適性評価実施責任者に対し、当該本省職員に係る適性評価の状況を速やかに通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、異動後の適性評価実施責任者は、遅滞なく、異動後の適性評価実施担当者に対し、当該本省職員に係る適性評価の状況について、第31条第1項に規定する帳簿に記録させるものとする。
- 3 評価対象者が適性評価手続の終了後に苦情処理責任者等を異にする異動をした場合において、当該評価対象者が第26条第1項に規定する苦情の申出を行おうとするときは、適性評価を受けた際に当該評価対象者が所属していた本省職員の区分（第25条の表の左欄に掲げる本省職員の区分をいう。次項において同じ。）に応ずる苦情処理責任者等が当該苦情の処理を行うものとする。
- 4 評価対象者が適性評価手続の終了後に防衛装備庁へ異動をした場合において、当該評価対象者が第26条第1項に規定する苦情の申出を行おうとするときは、適性評価を受けた際に当該評価対象者が所属していた本省職員の区分に応ずる苦情処理責任者等が当該苦情の処理を行うものとする。

### 第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施等

#### 第1節 実施体制等

（本省職員についての適性評価の実施に係る規定の準用）

第34条 本省と保全契約を締結したこと等により特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった適合事業者（次条の表及び第49条の表において「契約相手方」という。）の従業者に対する適性評価については、本章に定めるもののほか、第9条、第16条から第18条まで、第19条、第20条、第26条、第27条及び第29条の規定を準用する。

（適性評価実施責任者）

第35条 適合事業者の従業者の適性評価について、適性評価実施責任者は、次の表の左欄に掲げる従業者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。



	従業者	適性評価実施責任者
1	内部部局の契約相手方の従業者	防衛政策局長
2	統合幕僚監部及び共同の部隊の契約相手方の従業者	統合幕僚長
3	陸上自衛隊の契約相手方の従業者	陸上幕僚長
4	海上自衛隊の契約相手方の従業者	海上幕僚長
5	航空自衛隊の契約相手方の従業者	航空幕僚長
6	施設等機関等の契約相手方の従業者	各施設等機関等の長

(適性評価実施担当者の指名)

第36条 適性評価実施責任者は、秘密の保全に関する事務を所掌する部署に所属する者の中から、従業者に対する適性評価について、適性評価実施担当者を指名するものとする。

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意  
(名簿の受領)

第37条 適合事業者が、その従業者として特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認め、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び予定している業務内容、法第12条第1項各号のうち該当する号(同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由を含む。)その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、提出した場合は、当該適合事業者が特定秘密の取扱いの業務を行わせることが見込まれている機関等の特定秘密管理者が、当該名簿を受領するものとする。

2 前項に規定する名簿の受領は、適合事業者が、本省との保全契約を締結した後等、当該適合事業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった後に行うものとする。

3 第1項の規定に基づき適合事業者から名簿を受領した特定秘密管理者は、当該名簿に登載された従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、当該従業者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び予定している業務内容、法第12条第1項各号のうち該当する号(同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由を含む。)その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した別記第16号様式の候補者名簿を作成し、適性評価実施責任者に対し提出するものとする。ただし、法第13条第1項に規定する適性評価の結果の通知の日から当該適合事業者において勤務を継続している者のうち、当該通知

の日から5年を経過していない者（法第12条第1項第3号に掲げる者を除く。）については、候補者名簿に登載しないことができる。

- 4 第1項の規定に基づき適合事業者から名簿を受領した特定秘密管理者は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要がなく、候補者名簿に登載することを要しないと認める従業者がいるときは、その旨を適合事業者に通知するとともに、その通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、その通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者を求めるものとする。
- 5 特定秘密管理者は、適合事業者に対し、候補者名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、速やかに通知するよう求めるものとする。
- 6 特定秘密管理者は、候補者名簿に記載し、又は記録した事項を変更する必要があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）は、速やかに当該候補者名簿を提出した適性評価実施責任者にその旨を通知するものとする。

（名簿の承認）

第38条 前条第3項の規定により候補者名簿の提出を受けた適性評価実施責任者は、当該候補者名簿に登載された従業者について、法第12条第1項各号のいずれかに該当するものとして適性評価を実施する必要があると認めるときは、当該従業者の適性評価を実施することについて、防衛大臣に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 適性評価実施責任者は、前項の申請に係る防衛大臣の承認又は不承認について、候補者名簿を提出した特定秘密管理者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた特定秘密管理者は、その内容を適合事業者に通知するとともに、その通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、その通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者を求めるものとする。

（評価対象者の同意等）

第39条 防衛大臣は、同意書の提出を適性評価実施担当者を通じて評価対象者から受けることにより、法第12条第3項に規定する評価対象者の同意を得るものとする。

- 2 評価対象者は、適性評価の実施についての同意書に必要事項を記載し、又は記録することにより、法第13条第4項ただし書に規定する理由の通知を希望しない旨の申出を行うことができる。
- 3 同意書を提出した評価対象者は、法第13条第4項に規定する理由の通知についての希望を変更したいときは、第46条又は第47条に規定する通知を受けるまでの間、適性評価実施担当者はその旨の申出を行うことにより、当該希望を変

更することができる。

- 4 適性評価実施担当者は、同意書の提出を受けた後に次節に規定する調査を開始するものとする。ただし、第42条第1項に規定する質問票及び資料については、同意書と同時に提出を受けることを妨げない。

(評価対象者の不同意等)

第40条 適性評価実施担当者は、評価対象者から不同意書の提出を受けたとき、又は評価対象者から同意書若しくは不同意書の提出を受けられなかったときは、その旨を適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。

- 2 前項の場合には、法第12条第3項に規定する評価対象者の同意を得られなかったものとする。

- 3 第1項の規定に基づき報告を受けた適性評価実施責任者は、同意を得られなかった評価対象者が掲載された候補者名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を通知するものとする。

- 4 前項の規定による通知を受けた特定秘密管理者は、名簿を提出した適合事業者に対し、評価対象者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を別記第17号様式の「適性評価結果等通知書(適合事業者用)」(当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を交付することにより通知するとともに、その通知に係る評価対象者が派遣労働者であるときは、通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第41条 同意書を提出した評価対象者は、第46条又は第47条に規定する通知を受けるまでの間、同意の取下書を適性評価実施担当者を通じて防衛大臣に提出することにより、自らに関する適性評価が実施されることについての同意を取り下げることができる。

- 2 適性評価実施担当者は、評価対象者から同意の取下書の提出を受けたときは、当該評価対象者に関する適性評価の手続を直ちに中止するとともに、同意の取下書の提出を受けたこと及び適性評価の手続を中止したことを適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。

- 3 防衛大臣は、前項に規定する報告を受けたときは、同意の取下書を提出した評価対象者に対し、別記第7号様式の「適性評価結果等通知書(本人用)」を適性評価実施担当者を通じて交付するものとする。

- 4 第2項の規定に基づき報告を受けた適性評価実施責任者は、同意の取下書を提出した評価対象者が掲載された候補者名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当

該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知するものとする。

- 5 前項の規定による通知を受けた特定秘密管理者は、前条第4項の規定に準じて必要な手続を行うものとする。

### 第3節 調査の実施

(評価対象者による質問票の提出等)

第42条 適性評価実施担当者は、第44条の2に規定する場合を除き、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、質問票の提出を求めるものとする。この場合において、適性評価実施担当者は、調査のために必要な範囲内で、本人確認書類、旅券の写しその他の資料の提出を併せて求めることができる。

- 2 適性評価実施担当者は、前項の規定に基づき質問票の提出を求める際には、質問票が具体的に、漏れなくかつ正確に記載され、又は記録されるよう、また、適性評価の結果が通知されるまでの間に質問票に記載し、又は記録した事項に変更が生じたときには速やかに申し出るよう、評価対象者に求めるものとする。

(上司等に対する質問等)

第43条 適性評価実施担当者は、第44条の2に規定する場合を除き、評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める従業者等を選定し、当該従業者等に対して、調査票の提出を求めるものとする。

- 2 適性評価実施担当者は、前項に規定する調査票の提出を求められた従業者等に、調査票に記載し、又は記録すべき内容について評価対象者本人に確認してはならない旨を説明するものとする。
- 3 適性評価実施担当者は、質問票に記載され、又は記録された事項等について疑義が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、関係者に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。この場合において、適性評価実施担当者は、適性評価の趣旨及び当該関係者への質問が評価対象者の適性評価のために行われるものである旨を説明し、当該関係者への質問が、当該関係者についての調査であるとの誤解を与えることのないようにするとともに、当該関係者から聴取したことにより得られた情報が評価対象者に示される可能性がある旨を説明するものとする。

(人事管理情報等による確認)

第44条 適性評価実施担当者は、質問票に記載され、又は記録された事項等について疑義が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、適合事業者又は過去に評価対象者を雇用していた者に対し、人事管理についての情報等の報告を求め

ることができる。

(他の行政機関による情報の提供等)

第44条の2 適性評価実施担当者は、評価対象者が他の行政機関において適性評価の対象となったことがある場合は、当該行政機関の適性評価実施担当者に対して、過去に実施した適性評価の際に記載され、又は記録された質問票又は調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求めることができる。この場合において、当該行政機関の適性評価実施担当者から質問票又は調査票の提供を受け、当該質問票又は調査票に基づき、十分な調査を実施できると認めるときは、第42条及び第43条の規定にかかわらず、新たに質問票又は調査票の提出を求めることを要しない。

#### 第4節 評価及び結果の通知

(評価結果に係る手続)

第45条 適性評価実施担当者は、前節の規定に基づく調査を終了したときは、適性評価の結果に係る意見を付して当該調査の結果について適性評価実施責任者に報告を行うものとする。

2 適性評価実施責任者は、前項に規定する報告に基づき、適性評価の結果に係る意見を付して調査の結果について防衛大臣に報告することを、防衛政策局長に依頼するものとする。

3 防衛政策局長は、前項の規定による依頼に基づき、適性評価の結果に係る意見を付して調査の結果について防衛大臣に報告を行うものとする。

4 防衛大臣は、前項に規定する報告を踏まえ、適性評価の結果を決定するものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第46条 防衛大臣は、別記第12号様式の「適性評価結果等通知書(本人用)」を適性評価実施担当者を通じて、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者に対して交付することにより、法第13条第1項に規定する通知を行うものとする。

2 前項の規定に基づき通知を行う際、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規則を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに、第30条第1項各号に掲げる事情が生じた場合に速やかにこれを特定秘密管理者に申し出ること等について確認することを明らかにするため、前項の評価対象者から誓約書を徴するものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

第47条 防衛大臣は、別記第14号様式の「適性評価結果等通知書（本人用）」を適性評価実施担当者を通じて、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった評価対象者に対して交付することにより、法第13条第1項及び第4項に規定する通知を行うものとする。その際、当該評価対象者が第39条第2項に規定する申出を行っているときは、法第13条第4項に規定する理由を通知しないものとする。

2 前項に規定する理由の通知に当たっては、その理由が本人の申告に基づく事実によるものであるときには、当該事実を示すなど具体的に理由を示すものとする。ただし、評価対象者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、当該理由の通知によって、調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

（適合事業者への結果の通知）

第48条 適性評価実施責任者は、評価対象者についての適性評価の結果を、当該評価対象者が登載された候補者名簿を提出した特定秘密管理者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた特定秘密管理者は、第40条第4項の規定に準じて必要な手続を行うものとする。

#### 第5節 苦情の申出とその処理

（苦情処理責任者の指名等）

第49条 適合事業者の従業者に対する適性評価について、苦情処理責任者及び苦情受理窓口は、次の表の左欄に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

	従業者	苦情処理責任者	苦情受理窓口
1	内部部局の契約相手方の従業者	防衛政策局長	防衛政策局調査課
2	統合幕僚監部及び共同の部隊の契約相手方の従業者	統合幕僚長	統合幕僚監部総務部総務課
3	陸上自衛隊の契約相手方の従業者	陸上幕僚長	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課
4	海上自衛隊の契約相手方の従業者	海上幕僚長	海上幕僚監部指揮通信情報部情報課
5	航空自衛隊の契約相手	航空幕僚長	航空幕僚監部運用支援・情

	方の従業者		報部情報課
6	施設等機関等の契約相手方の従業者	各施設等機関等の長	秘密の保全に関する事務を所掌する部署

(苦情処理結果の通知等)

第50条 防衛大臣は、別記第15号様式の「苦情処理結果通知書」を苦情処理担当者を通じて苦情申出者に対して交付することにより、法第14条第2項に規定する通知を行うものとする。

2 前項の規定に基づき結果の通知を行うに当たっては、単に結論を示すだけでなく、判断の根拠等を具体的に説明するものとする。ただし、苦情申出者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、当該結果の通知によって、適性評価の調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

3 苦情処理責任者は、苦情処理の結果、適性評価の手續等が適正を欠くと認めるときその他手續等の改善が必要と認めるときは、適性評価実施責任者にその改善を勧告するなど適切な措置を講ずるものとする。

4 適性評価実施責任者は、前項の規定による勧告を受けて改善措置を講じたときは、苦情処理責任者にその概要を報告するものとする。

5 苦情処理責任者は、苦情処理の結果、改めて苦情申出者の適性評価を実施する必要があると認める場合には、その旨を適性評価実施責任者に通知するものとする。

6 適性評価実施責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る苦情申出者を登載した候補者名簿を提出した特定秘密管理者に通知するとともに、改めて苦情申出者の適性評価を実施するものとする。この場合において、適性評価実施担当者は、第42条第1項及び第43条第1項の規定にかかわらず、質問票及び調査票の提出を求めないことができる。

7 前項の規定に基づき通知を受けた特定秘密管理者は、第38条第3項の規定に準じて必要な手續を行うものとする。

#### 第6節 適性評価実施後の措置

(従業者が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第51条 適合事業者から、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者について第30条第1項各号に掲げる事情がある旨の連絡を受け、又は誓約書に基づく従業者からの同条第1項各号に掲げる事情がある旨の申出を受けた特定秘密管理者は、当該連絡又は申出に係る事情が、法第12条第1項第3号に規定する事情に該当すると認めるときは、第38条第3項の規定に準じて必要な手續を行うとともに、特定秘密の保護に関する訓令第37条第1項に規定する特約条項に基づ

く必要な措置を講じさせるものとする。

- 2 前項の規定に基づく連絡又は申出を受けた特定秘密管理者は、当該連絡又は申出に係る事情が、法第12条第1項第3号に規定する事情に該当しないと認めるときは、その旨を当該連絡又は申出をした者に通知するものとする。

#### 第7節 適性評価の実施状況の記録

(適性評価の実施状況の記録)

第52条 適性評価実施責任者は、適合事業者の従業者に対する適性評価の実施状況を把握するために必要な事項を記録した帳簿を作成するものとする。

- 2 防衛政策局長は、前項に規定する帳簿を取りまとめて、本省における適合事業者の従業者に対する適性評価の実施状況を記録した帳簿を作成するものとする。

#### 第4章 適性評価に関する個人情報等の管理

(適性評価に関する文書等の管理)

第53条 適性評価実施責任者及び特定秘密管理者は、評価対象者ごとに、その適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を整理して、これを管理するものとする。

- 2 苦情処理責任者は、苦情申出者ごとに、その苦情の処理に当たって作成又は取得した文書等を整理して、これを管理するものとする。
- 3 前2項に規定する文書等は、人事評価に関する文書等とは別に管理するものとする。

- 4 適性評価に関する文書等の管理については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(適合事業者等における個人情報等の管理)

第54条 特定秘密管理者は、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対して、防衛大臣又は適合事業者から通知された文書等が、特定秘密の保護に関する訓令第37条第1項に規定する特約条項に基づき、適切に管理されるよう求めなければならない。

(適性評価に関する個人情報の管理等)

第55条 適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

- 2 個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略本部の下で定められる「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に行うものとする。



## 第5章 雑則

### (研修)

第56条 適性評価実施責任者は、適性評価実施担当者に対し、適性評価の適正な実施を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びにこれらを向上させるために必要な研修を定期的に又は随時に行うものとする。

### (他の行政機関からの求めへの対応)

第57条 防衛大臣は、他の行政機関から求めがあった場合において、評価対象者からあらかじめ同意を得ているときは、過去に実施した適性評価の際に記載され、又は記録された質問票又は調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供その他の協力を行うものとする。

### (内閣保全監視委員会からの求めへの対応)

第58条 適性評価実施責任者は、特定秘密の保護に関する訓令第41条第2項の規定に基づき防衛政策局長が行う事務について、必要な協力をしなければならない。

### (内閣総理大臣への報告等)

第59条 適性評価実施責任者及び苦情処理責任者は、防衛大臣が運用基準V第5項第1号の規定に基づき内閣保全監視委員会に対して報告するために必要な事項を、防衛大臣に報告するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定に基づき報告された事項を取りまとめ、内閣保全監視委員会に報告するものとする。

3 前2項を実施するために必要な事項は、防衛政策局長が定める。

### (協力)

第60条 適性評価実施責任者及び特定秘密管理者は、適性評価の実施に関し、相互に協力するものとする。

### (検査)

第61条 防衛大臣は、各幕僚監部及び施設等機関等における適性評価の状況について、定期検査を年1回以上実施するものとする。

2 防衛大臣は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、適性評価の状況を臨時に検査できるものとする。

### (委任規定)

第62条 この訓令を実施するために必要な事項は、第59条第3項に規定するものを除き、適性評価実施責任者が作成し、防衛大臣の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 法附則第2条の政令で定める日の前日までの間においては、第30条第2項及び第51条1項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この訓令は、令和4年4月7日から施行する。